

2024（令和6）年12月25日

浄水場運転管理にかかる夜間異常事対応における
勤務体制の見直しの実施時期の変更について

浄水場技能職員の夜間勤務体制については、令和4年11月に、より効率的な業務運営体制とするべく、「宿直制度」の導入について労働組合に提案し協議を続けてきたが、諸課題があるとして合意に至っていない状況にあったため、宿直制度導入に伴う諸課題の解決に向け、令和6年4月から新たな変形労働時間制（いわゆるシフト制度）を暫定導入してきた。

宿直制度については、これまでと同様、効率的な業務体制の構築には宿直制度が有効であるとの方針のもとで、勤務制度面の課題に対応したものとして、2024（令和6）年10月11日に、従事時間等を一部見直した「変則勤務型・宿直制度」を提案し交渉してまいりましたが、引継ぎ等の従事時間について意見があり、継続して協議を行っているところです。

つきましては、変則勤務型・宿直制度における勤務時間及び宿直時間について、より業務実態にあわせた勤務時間とするよう提案内容を一部、見直してまいりたい。

また、こうした勤務労働条件の協議に期日を要してきましたことから、変則勤務型・宿直制度の実施時期を延期してまいりたい。

記

1 「変則勤務型・宿直制度」の概要

夜間を含む勤務について、ヒル時間帯（8:45～17:15）とヨル時間帯（17:15～翌1:00）およびアサ時間帯（8:15～9:15）を1勤務とする勤務制度であり、ヨル時間帯の勤務後、インターバル時間（自由時間）（1:00～1:15）を経て、アケ時間帯（1:15～8:00）を宿直として従事する。その後再びインターバル時間（8:00～8:15）を経て、アサ時間帯の勤務を行う。翌日の昼間勤務についてはヨル時間帯およびアサ時間帯に勤務したことによる振替とする。

2 勤務時間及び宿直時間

（1）昼間勤務

勤務時間 8:45～17:15（12:15～13:00）

（2）夜間を含む勤務

勤務時間 8:45～翌1:00、8:15～9:15
（12:15～13:00、17:15～17:45、19:30～20:00）

インターバル時間 1:00～1:15、8:00～8:15

宿直時間 1:15～8:00

※ 上記（ ）内は休憩時間

3 対象所属及び対象職員等

- (1) 対象所属 柴島浄水場、庭窪浄水場、豊野浄水場、設備保全センター
- (2) 対象職員 対象所属の全技能職員
(ただし夜間勤務において就業上の配慮すべき者は除く。)
- (3) 宿直場所 柴島浄水場、設備保全センター：柴島浄水場総合管理棟休養室等
庭窪浄水場、豊野浄水場：各管理棟休養室

4 勤務日及び休日（現行の変形労働時間制（シフト制度）から変更なし）

- ・ 1 か月単位の変形労働時間制を採用し、所属ごとに勤務日等を割り当てる（休日・夜間において各所属2名）。
- ・ 職員ごとの勤務日等の指定は、場長又は所長が当該月の初日の3日前の日までに本人に通知する。（指定した勤務日等は、特に必要と認める場合を除いて変更は認めない。）

5 宿直手当

1 回当たり 5,800 円

ただし、市長部局での例にならい、日常的な管理・監督に比して緊張度が高い場合や突発的な事態に対処・指導する必要がある業務に該当するとして、これに800円を加算する。

6 実施年月日（見直し案）

2025（令和7）年6月1日

※ 労使合意の3か月後の翌月初日を実施時期として、2025（令和7）年2月末を協議期限とする。

変則勤務型・宿直制度（ヒル+ヨル+アサ勤務パターン）



- 効率的に業務を行えるよう、休憩時間は同一時間帯とする。
- 休憩時間等では携帯電話を携行するなど連絡手段を確保し、異常時対応が生じた際は休憩時間等を変更して対応
- ヨル時間帯の開始時に休憩時間を30分設定（洗身等の時間を想定）。運転担当以外の職員は休憩後の勤務時間内で運転担当勤務場所（管理室）へ移動
- ヨル時間帯の勤務終了までに宿直室に移動
- アサ時間帯は主に、日報作成等（宿直室から勤務場所への移動含む）（30分）と、総合水運用センターとの間及び管理室内での引継ぎ（30分）を実施